

第4期地域福祉計画の基本理念（案）について

互いに尊重し つながりささえあい 安全・安心にともに“いきる”まち あまがさき

昭和58年に制定した本計画の依拠する「尼崎市民の福祉に関する条例」の前文には、市が役割を積極的に果たすことは当然のこととしながら、支援を必要とするかどうかにかかわらず、すべての市民が同じ社会の構成員としてつながり、参画、協働し、支え合う地域社会を実現するといったソーシャルインクルージョンや、次の世代につなげていく持続可能なまちづくりにもつながる考えが示されています。

また、平成28年には市民、事業者、行政等が協力し、より良いまちをつかっていくためのまちづくりのルールを示す「尼崎市自治のまちづくり条例」が制定され、令和2年には一人ひとりがかけがえのない尊い存在であることが認められ、尊重される、人権文化いきづくまちづくりを進めることを目的とする「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」が制定されました。

第4期「あまがさきし地域福祉計画」では、これらの条例の考えや、平成29年の社会福祉法の改正で示された地域共生社会といった考えをふまえ、尼崎市に関わる全ての人々に計画の進むべき方向性を示す、わかりやすいメッセージとして「互いに尊重し つながりささえあい 安全・安心にともに“いきる”まち あまがさき」を基本理念とし、地域福祉を推進していきます。

構成要素	構成要素に内包する意味等		キーワード
互いに尊重し	全ての人々が、尊厳と自由が保障される（市民の福祉に関する条例）とともに互いに多様性を認め合う（人権文化いきづくまちづくり条例）ことを意味しています。	自治のまちづくり条例の基本理念（第3条） (1) まちづくりに関する情報を共有すること。 (2) まちづくりについて、知り、学び、及び関心を持つことにより、シチズンシップを高め、積極的にまちづくりに参画すること。 (3) 協働（立場又は特性の異なる多様な主体が、目的及び課題を共有するとともに、お互いを尊重し、対等な立場に立って、適切な役割及び責任の分担の下で連携することをいう。）の取組によって、一の主体だけでは解決することができない課題を解決することができるなどの相乗効果を発揮すること。 (4) 対話を重ねること及び合意に向けて努力を積み重ねることを、まちづくりへの参画及び協働によるまちづくりの基本とすること。	人権尊重 人格と個性の尊重 多様性
つながり ささえあい	本市に住み、本市で働き、集い、学び、活動する全ての人々が、互いに多様性を認め合い、つながりを持ち、支え合うこと（人権文化いきづくまちづくり条例）や連帯して生きていくこと（市民の福祉に関する条例）を意味しています。		市民自治と参画 社会的包摂 孤立防止
安全・安心に	所得、健康及び住宅が保障され、就労、教育及び社会参加の機会が確保されるなど市民としての生活の基礎的諸条件が整えられること（市民の福祉に関する条例）や、つながりささえあうことで、暮らしやすいと実感すること（人権文化いきづくまちづくり条例）を意味しています。		安全・安心
ともに “いきる”まち	市民の福祉は、自らの創意工夫と努力とによって高め、築きあげていくものであり、すべての市民が触れ合い、連帯して生きていくことのできる福祉社会を形成することによってこそ実現でき、未来に生きる市民にとっても大切なことです。（市民の福祉に関する条例前文）※「生きる」「活きる」のどちらでも解釈できるよう平仮名の「いきる」を使用しています。		持続可能性 地域共生社会

【参考】社会福祉法第4条第1項

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない